

ご存じですか? 減免・軽減制度

障がいの あるかたへの 減免等

申請 減免申請書、障害者手帳等の写しを課税課市民税担当へ提出(郵送可)

要件 前年の十二月三十一日時点で障がいを認定されているかた

申請 減免申請書・身体障害者手帳等の写しを、課税課管理担当へ提出

申請 減免申請書、障害者手帳等の写しを、課税課管理担当へ提出

【学生】
概要 学生本人が一定の所得以下の場合に、親に保険料の負担を求めることなく、保険料の全額が納付猶予されます。

【減免】
概要 所得割額の五割以内を減免します。
要件 賦課期日(一月一日)前か

らすでに障がいのあるかた(要介護認定を受けているかたのうち、障害者控除対象者認定書の交付を受けているかたを含む)は、前年中の所得が百五十八万円以下であること。賦課期日の翌日以後に、障がい者となったかた(要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けたかたを含む)は、前年中の所得が八百万円以下であり、納税が著しく困難であること。納期限までに減免申請書を提出していること。個人市県民税が納付済みでないこと。

【非課税】
概要 前年中の所得が百二十五万円以下で本人が障がいを認定されている場合に非課税となります。
要件 前年の十二月三十一日時点で障がいを認定されているかたで、本人の前年中の所得が百二十五万円以下であること。

申請 確定申告書または市申告書・障害者手帳の写しを、課税課市民税担当へ提出

申請 免除理由該当届、年金手帳、年金証書等受給している事が確認できるものを、保険年金課年金担当へ提出(郵送可)

申請 免除申請書、失業を理由とする場合は離職票、年金手帳を、保険年金課年金担当へ提出(郵送可)

課税課市民税担当
☎382016

【三十歳未満のかた】
概要 保険料を納めるのが困難なかたで、世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件によって、申請により納付が猶予されます。
ただし、猶予されていた期間は年金額には反映しませんが、受給資格要件二十五

【全額免除】生活保護世帯または市民税の所得割額非課税の世帯
【半額免除】市民税の所得割額が二万円以下の世帯

申請 住宅使用料等減免・徴収猶予申請書(非課税所得があるかたはその証明書を、住宅課へ(郵送可))

概要 保険料を納めるのが困難なかたで、法で定めている要件に該当する場合に保険料を免除します。ただし、免除を受けた期間、年金額は三分の一に減額されます。

要件 前年の所得が、その人の扶養親族の数に応じて計算された額以下のかたや、天災・その他厚生労働省令で定める理由(失業他)に該当するかた
申請 免除申請書、失業を理由とする場合は離職票、年金手帳を、保険年金課年金担当へ提出(郵送可)

【三十歳未満のかた】
概要 保険料を納めるのが困難なかたで、世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件によって、申請により納付が猶予されます。
ただし、猶予されていた期間は年金額には反映しませんが、受給資格要件二十五

【一般減免】
概要 市営・改良・従前居住者用住宅入居者で、著しく所得の低いかた、その他特別の事情があるかたに、住宅使用料を減免します。
要件 収入基準月額が非課税所得を含めて六万円以下のかた(四万円以下五十%減免、四万円以上六万円以下三十%減免)

【子ども課】 ☎382045
概要 失業、疾病、災害等により生活が困難なかたに、保育料の五十%以内を減免します。
要件 前年の所得と当該年の所得を比して、所得の減少率が三十%以上のかた
申請 保育料減免申請書・当該年の額が一万円以下の世帯

【住宅使用料の減免】
住宅課 ☎382026

【国民年金保険料】
保険年金課年金担当 ☎382036

国民年金保険料
保険年金課年金担当 ☎382036

ただし、納付特例の期間は、年金額には反映しませんが、受給資格要件(二十五年)には算入されず。

【公立幼稚園保育料】
教育委員会管理課総務課 ☎382085
概要 経済的事情により生活が困難なかたに、保育料全額免除または保育料を半額・月額九千五百円を四千七百五十円)免除します。
要件 【全額免除】生活保護世帯または市民税の所得割額非課税の世帯
【半額免除】市民税の所得割額が二万円以下の世帯

【所得控除】
概要 本人が障がいを認定されている場合、二十六万円等級による加算あり)を控除

【住宅使用料の減免】
概要 市営・改良・従前居住者用住宅入居者で、著しく所得の低いかた、その他特別の事情があるかたに、住宅使用料を減免します。



南芦屋浜・親水公園